

平成26年4月30日

各位

吉川慎之介君の悲劇を二度と起こさないための
学校安全管理と再発防止を考える会
代表幹事 吉川 豊
同 吉川 優子

学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し

学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会の設置について

平成24年7月20日、学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理の下行われたお泊まり保育中、愛媛県ふれあいの里付近を流れる加茂川において、吉川慎之介君が溺死するという事件（以下「本件事件」）が発生致しました。

吉川慎之介君の悲劇を二度と起こさないための学校安全管理と再発防止を考える会（以下「考える会」）では、本件事件の原因の特定及び解明のため、愛媛県等に対し、第三者委員会の設置を要望しておりましたが、残念ながら第三者委員会の設置には至りませんでした。

しかし、本件事件の原因の特定及び解明は、本件事件の解決のみならず、同種事件を防止し、学校の安全管理体制の整備を行う上で重要な役割を果たすことから、「考える会」では、平成26年5月8日、本件事件とは利害関係のない専門家で構成する「学校法人ロザリオ学園・西条聖マリア幼稚園管理下における園児溺死事件に関し、学校安全管理上の問題を検証する第三者委員会」（以下「第三者委員会」）を設置することと致しました。

第三者委員会は、本件事件の原因の特定及び解明並びに本件事件の責任の追及を行い、本件事件の原因を調査しその責任の所在を明らかにすることによって、現在の学校安全制度に対する警鐘を鳴らし、社会における学校安全に関する仕組みを改善することによって、再発防止のため新たな制度の策定を行うことを目的としています。

第三者委員会においては、厳正かつ徹底した調査を行った後、平成26年12月、本件事件に関する調査報告書の提出がなされる予定です。

第三者委員会の委員は別紙のとおりです。

以上

(別紙)

| 役職 | 氏名 | 所属・経歴等 |
|-----|-------|---|
| 委員長 | 住友 剛 | 京都精華大学人文学部総合人文学科教授 文部科学省スポーツ・青少年局「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議委員 平成 11 年 関西大学大学院文学研究科博士後期課程を単位修得後退学 関西大学非常勤講師（平成 16 年度まで） 平成 13 年 京都精華大学アドミッション・オフィス特任講師 平成 16 年 京都精華大学人文学部専任講師。 平成 20 年 京都精華大学人文学部准教授。 平成 25 年 京都市立養徳小学校プール事故第三者調査委員会調査員（現在に至る） 平成 26 年 京都精華大学人文学部教授（現在に至る） <主な著作・論文など> ○研究等 兵庫県川西市・子どもの人権オンブズパーソン調査相談専門員 公立中学校ラグビー部の夏休み中の早朝練習中における熱中症死亡事故の案件の調査、再発防止策の検討・実施等に従事 ○著作 『はい、子どもの人権オンブズパーソンです』（解放出版社、2001 年） 『日本近代公教育の支配装置—教員処分体制の形成と展開をめぐって』（岡村達雄編著、社会評論社、2002 年） 『子どもの声を聴く めっせーじ・ふろむ・チャイルドライン OSAKA』（社団法人子ども情報研究センター、山下裕子・井上寿美・住友剛編著、明石書店、2003 年） 『人権教育総合年表 同和教育・国際理解教育から生涯学習まで』（上杉孝實・平沢安政・松波めぐみ編著、明石書店、2013 年） 『「指導死」』（大貫隆志編著、高文研、2013 年） ○論文 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の実際—「調査相談専門員」としての経験から（『季刊教育法』第 147 号、2005 年） 子どもの死亡事故・事件の遺族側から見た学校保健安全法—「事後対応」のあり方をめぐって—（『京都精華大学紀要』第 38 号、2011 年） いじめの現状—大津いじめ事件から見えるもの—（『日本教育法学会年報』第 43 号、2014 年） |
| 委員 | 小佐井良太 | 愛媛大学法学部総合政策学科准教授 日本法社会学会理事 平成 6 年 熊本大学法学部法律学科卒業 平成 10 年 熊本大学大学院法学研究科修士課程修了 平成 18 年 九州大学大学院法学研究科基礎法学専攻博士課程修了 平成 20 年 愛媛大学法学部総合政策学科准教授 <主な研究・論文など> ○研究内容 |

| | | |
|----|---------------|---|
| | | <p>中学生の部活動中の死亡事故、大学生の飲酒死亡事故、飲酒運転による死亡事件等、「死別の悲しみ」を伴う事件・事故に関連した法的問題を取り上げ、法社会学の視点から法律上または制度上の問題点や問題解決のあり方を検証する研究に取り組んでいる。これまでに多くの事件・事故の被害者遺族、関係者に対する聴き取り調査を行っており、学校死亡事故に関しては、熊本県の中学校で起きた部活動中の死亡事故をはじめ、計7組の被害者遺族・関係者に対する聴き取り調査や裁判傍聴等を行っている。</p> <p>論文「飲酒にまつわる事故と責任（一）～（三・完）—ある訴訟事例を通してみた死別の悲しみと法」九大法学 88号、93号、94号（2004年、2006年、2007年）にて2007年度日本法社会学会・学会奨励賞（論文部門）受賞。</p> <p>○論文 「飲酒にまつわる事故と責任（一）～（三・完）—ある訴訟事例を通してみた死別の悲しみと法」九大法学 88号、93号、94号（2004年、2006年、2007年） 「学校死亡事故をめぐる「救済」と法（一）～（二）—ある訴訟事例の検討を手がかりに」九大法学 95号、96号（2007年、2008年） 「『死別の悲しみ』を伴う紛争事例の解決をめぐる一定額金賠償方式に基づく『命日払い』請求再考」交通法研究 38号（2010年） 「『死別の悲しみ』と金銭賠償—法は死者を悼みうるか」江口厚仁・林田幸広・吉岡剛彦（編）『圏外に立つ法／理論—法の領分を考える』（ナカニシヤ出版、2012年）所収</p> |
| 委員 | 石井逸郎 （弁護士） | <p>弁護士 ウェール法律事務所 関東弁護士会連合会理事</p> <p>平成7年 京都大学法学部卒業 平成9年 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成13年 ウェール法律事務所に参画 平成14年 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科非常勤講師 平成17年 帝京大学法学部客員助教授 平成21年 第二東京弁護士会副会長 平成22年 第二東京弁護士会刑事弁護委員会委員長 平成25年 第二東京弁護士会法科大学院支援委員会委員長 平成26年 関東弁護士会連合会理事</p> <p><主な論文・著書など> 「企業実務」臨時増刊号「得意先が倒産したときの法律と実務対応」（日本実業出版社 分担執筆） 「図解 会社法のしくみと実務知識」（同文館） 「ゴルフ会員権相談最前線」（ぎょうせい 共著） 「e ビジネス・ロー」（弘文堂 分担執筆） 「2002年コンプライアンス手帳」（近代セールス編集協力）等</p> |